

臨時保育室設置事業実施要綱

1 趣 旨

子どもを生き育てやすい環境づくりの一環として、親の子育てに伴う負担感を軽減するため、子育て中の親が気軽に文化活動等に参加できるよう、県立施設又は市町村立施設等において、県又は(公財)富山県文化振興財団及び県の後援を受けた民間団体のコンサートやシンポジウム、学習講座等の催物その他県が認める催物を開催した場合、施設内に乳幼児を預かる臨時保育室を設置する。

2 事業主体

県（富山県保育士会に委託）

3 事業の内容

(1) 事業の対象となる催物

県立施設又は市町村立施設等において、県又は(公財)富山県文化振興財団及び県の後援を受けた民間団体が実施するコンサートやシンポジウム、学習講座等の催物その他県が認める催物のうち、保育を必要とする乳幼児を伴う保護者の参加が見込まれるもので、施設内に臨時の保育室の設置が可能なもの

(2) 臨時保育室において提供する保育サービスの内容等

ア 保育対象となる子どもは、3の(1)の催物に参加する家庭の健康な乳幼児（原則として月齢4箇月から学齢前児童）とする。

イ 利用定員は、開設する臨時保育室の面積を子ども1人当たり基準面積（概ね3.3㎡）で除した人数以内とする。

ウ 臨時保育室は催物が始まる30分前から開設する。

エ 保育料（利用料）は、臨時保育室を開設しようとする者（以下「開設者」という）が、任意に設定・徴収を行ってもよいものとする。

オ 保育者は保育士有資格者とする。

カ 臨時保育室に配置する保育士有資格者の数は、少なくとも2人とし、次の乳幼児の年齢区分に応じて加配する。

3歳未満児 3人に保育士1人

3歳以上児 6人に保育士1人

なお、必要に応じてさらに加配できる。

キ 臨時保育室では、原則としておやつを提供しない。必要な場合は、保護者がおやつや水分補給用の飲み物を持参する。乳児等でミルクが必要な場合、いつも飲んでいるものを保護者が持参する。

ク おむつ及び着替えについては、必要なものを保護者が持参する。

ケ 遊具・寝具等については、レンタル等により臨時保育室が用意する。

(3) 県が支出する経費

保険料、遊具・寝具等のレンタル料、おもちゃの保管料、消毒液等の消耗品費や諸費 等

(4) 臨時保育室設置事業に係る事務手続き

ア 開設者は、別紙様式1の開設申込書により、**開設する日の40日前までに**、富山県保育士会(以下「保育士会」という。)に申し込む。

イ 保育士会は、アの開設申込書により、開設場所の確保状況等を確認し、予算の範囲内で別紙様式2により承認する。

ウ 開設者は、臨時保育室利用希望者から提出される別紙様式3の保育室利用申込書を取りまとめ、**開設する日の2週間前までに**、その写しを保育士会に送付する。また、利用希望者に開設者の連絡先を記入した別紙「臨時保育室の利用を希望される方へ」を渡す。欠席の連絡があった場合にはすみやかに保育士会へ連絡する。

エ 保育士会は、必要な保育者数を算定するとともに、在宅の保育士有資格者名簿から適当な者を選んで要請し、保育者を確保する。

オ 保育士会は、必要な保育者数の算定に基づき、開設者に対して、開設費用(保育者の賃金及び旅費相当)を請求する。

カ 保育士会は、保育者と臨時雇用契約を結ぶ。

キ 保育士会は、保育者と連絡をとりながら、臨時保育室設置に係る諸準備を行う。

ク 催物開催当日、保育者は催物が開催される30分前までに、臨時保育室の準備を終える。

ケ 保育者は、子どもを預かる際には、運転免許証又は健康保険証等で臨時保育室利用者の身元を確認するほか、子どもを引き渡す際の確認等のため、インスタントカメラで保護者と子どもが一緒になった写真を撮るとともに、必要な場合すぐに保護者と連絡できるよう保護者の座席等を確認する。

コ 保育者は、催物終了後、写真等で保護者と子どもを確認のうえ、保護者に子どもを引きわたす。なお、写真は保護者に持ち帰ってもらう。

サ 保育者は、すべての子どもを引きわたした後、寝具・遊具等の後片付けを行う。

シ 開設者は臨時保育室に、上記のクからサまでについて必要な指示や監督等を行う職員を置く。

ス 保育士会は保育者に賃金及び旅費を支払うとともに、レンタル料及び物品代金等の支払いを行う。

セ 開設者は、別紙様式4の利用実績報告書により、実績を保育士会へ**開設後1週間以内**に報告する。

(なお、臨時保育室で預かる乳幼児と保育者を対象とした傷害保険、並びに賠償責任保険については、保育士会が1年間分を一括加入する。)